

一般事業主行動計画

当社は、従業員が仕事と子育てを両立させることによりその能力を十分に発揮することができるようにするため、下記の通り行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 平成29年11月1日から平成34年10月31日までの5年間
2. 内容 産前産後休業や育児休業、育児休業給付（雇用保険）、育児休業期間中の社会保険料の免除などの制度の周知や情報提供を行う。
3. 対策 平成29年11月1日～ 法に基づく諸制度の調査し、パンフレットを作成する
平成30年 1月1日～ 作成したパンフレットを社内に掲示し又は従業員に配布する

以上

平成29年10月15日

マセキ建設株式会社